



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：秋山 正臣
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 年額1,500円
 (送料込、会員は会費に含む)

国民のいのちと安全・安心を守る「公共を取り戻す運動」を ～能登半島地震

震災直後の1月5日、全労連として石川県労連に派遣され、この日の県労連幹事会で「支援対策本部」を立ち上げ、被災地の復旧・復興、被災者支援の活動がスタートしました。翌6日以降、毎週のように県労連・長曾輝夫事務局長と七尾市→穴水・能登町・珠洲市→輪島市と被災地の実態を見て回りました。

全労連は1月10日に「支援対策本部」を設置、本部長代理として、県労連と連携しながら被災地支援にむけた拠点づくりを進めてきました。1月26日には、小畑雅子議長が全国からの義援金の一部を石川県に届け、被災地・七尾市を訪問。病院関係者と



輪島朝市通り

同労組役員（医労連加盟）を訪問・激励しました。翌27日には金沢から4時間以上かけて輪島市へ。輪島朝市通り一体は瓦礫状態になっていました。13年前に東日本大震災で支援ボランティアに入り、目に焼き付いている陸前高田の惨状の記憶がよみがえりました。

「この国は同じことを繰り返しているのだから」一教訓化されていない震災対策

痛感したのは、95年の阪神・淡路以来、中越、東日本、熊本などを経験したにも関わらず、その教訓が生かされていないことです。例えば避難所の環境は東日本大震災とまったく変わらない状況です。

もう一つの特徴はマンパワー不足です。それが被災者救援を遅らせています。奥能登地域も平成の大合併で地域が広域化した一方、民間委託化や自治体職員の削減で支援物資が届けられても配る人がいません。輪島市、穴水町の自治体では時間外労働100時間越えの職員が7～8割という状況です。改めて、国民のいのちと安心、安全を守るための公務・公共サービスの拡充は必要であり、全労連がいま重点課



第一次ボランティア隊

題として取り組んでいる「公共を取り戻す運動」の重要性を痛感しました。

「被災者生活支援再建制度」拡充のチャンス

政府は1月26日、「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」を発表、1月29日には立憲民主、維新、国民民主が生活再建支援金を最大300万円から600万円にする議員立法を提出しました。これを受けて岸田首相は「最大600万円」を打ち出しましたが、高齢者など対象は限定的なものに過ぎません。厚労大臣の記者会見では、現行の300万円にプラスの部分は、「地域福祉推進支援臨時特例交付金」という臨時的、時限的な財政措置です。

私たちは臨時的な財政措置でなく、東日本大震災以来変わらない最大300万円の被災者生活再建支援金を、最大600万円以上にと防災予算の増額を求め「軍事費を削って、防災予算にまわせ」をスローガンに今国会を通じて支援制度拡充にむけたたたかい

(2面へ続く)

〈今月号の記事〉

能登半島地震支援活動	2面
PFAS 汚染検査開始	3面
各地・各団体の取り組み 愛知/広島/大阪/生協労連/京都/北海道	4～6面
労働基準法制研究会/私の一冊	7面
能登半島地震についての要請	8面

を進めていかなければなりません。

震災ボランティアをスタート、被災者支援へ

この間、石川災対連（県労連など民主団体等で構成）と協議を重ね、4月から羽咋（はくい）市の「被災者支援共同センター」内の一角に「全国災対連・石川災対連事務所」を構え4月5日から第1次ボラ

ンティアをスタート。第1次ボランティア隊は片道2時間半をかけ、珠洲市の被災者した組合員宅での家屋整理や瓦の運び出し作業をおこなってきました。

今後、被災地の復旧・復興をはじめ被災者の生活再建にむけ、継続的などりくみを進めていきます。

（全労連 渡辺 正道）

前向く会員を後押し一営業の再建で被災地復旧を

全商連

全国商工団体連合会（全商連）では1月5日、金融庁・国税庁に対し「被災者に寄り添った柔軟で丁寧な対応」として、手形決済の期日や年末調整の納税・申告など気にすることなく、生活再建に集中できるように通達を徹底することを要請しました。

地震による被害がもっとも深刻な奥能登地域（輪島・珠洲等）を担当する能登民商・輪島支部には50人の会員がいます。民商は全会員の安否確認に奔走。幸いにも人的被害はなかったものの、商売再建は厳しい道のりです。会長の山口正造さんは「被災直後の聞き取りでは支部の50人中、再建を希望する人は10人でした。しかし、その後希望者は31人まで増えています。地域全体の復旧・復興を進める上でも、多くの業者が商売を継続できる条件づくりが何より大切」と強調しています。

被災地域では、インフラの復旧が進まず、支援の手が届いていません。何より、がれきの撤去や被災家屋の解体、道路の復旧が急務です。

しかし、現実には地元を飛び越し、国が大手ゼネコンなどに仕事を回しているといわれています。



「『白米千枚田（世界農業遺産）を復旧させ、観光客を呼び寄せたい』と行政はいうが順序が違う」と民商会員の吉田正さん（農機具販売・修理）（写真）。

「商売が戻らなければ人は去るばかり。地元で仕事を回し、商売を立て直すことこそ、復旧・復興の早道」と語ります。「全国の仲間と力を合わせ、行政や国を動かす先頭に」全商連・太田義郎会長は訴えます。（「全国商工新聞」より）

安心して住み続けられるまちづくりへ

民医連

石川民医連では、地震直後に対策本部を立ち上げ、全日本民医連とも連絡を取り合いながら対策を進めています。能登半島には羽咋市と輪島市に診療所があり、特に輪島診療所では建物内に物が散乱し、玄関前の道路にも大きな亀裂が入っている状況でした。また、職員の多くは避難所から困難を抱えながらの出勤となりました。

石川県内の病院は、能登の病院の患者や退院先の決まらない被災者などでほぼ満床という状況となり、金沢市にある民医連の城北病院も定員を超える患者を受け入れ奮闘しています。全日本民医連では、その城北病院と現地への支援に医師・看護師・薬剤師等を2月から継続的に送り出しています。

また、被災者でもある職員のケアのために、心理職も派遣。「家の片付けができていない」「近所で亡

くなった人がいる」とつらい思いを抱えながら業務を進める職員のケアにあたっています。

3月からは全国にも呼びかけ地域訪問も実施。

発災から3か月以上たった現在も課題山積の声が多く寄せられています。「安心して住み続けられるまちづくり」へ長い支援が必要とされています。

（「能登半島地震石川民医連災害対策ニュース」より）



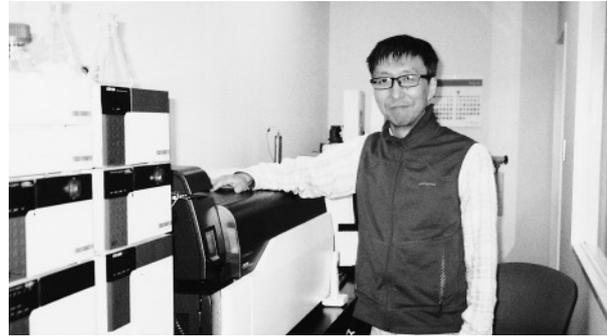
農民連・食品分析センター PFASの水試料検査開始

現在、PFAS (有機フッ素化合物) の健康被害が問題となっています。

PFAS は、1940年代以降にアメリカで開発され、1万種以上が存在しています。工場やアメリカ軍基地から排水とともに放出されたPFASは長く環境中に残り、地下水や河川水から取水した水道水を通じて、ヒトの体内に取り込まれ、健康影響が出ています。

PFASの主な生活用品は、防水スプレー・フライパンや鍋のフッ素樹脂加工、ハンバーガーやピザなどの包装紙、ファンデーション・マスカラ・リップなどの化粧品、スマホ画面のコーティング、軍事基地や空港・石油化学工場・大規模駐車場などで使用する泡消火剤、半導体製造・金属メッキ・表面処理剤などに広く使用されています。

岩波書店からは、「焦げつかないフライパン・撥水スプレー・食品包装紙・便利な生活用品にひそむ健康被害の罠」として「永遠の化学物質・水のPFAS汚染」というブックレットが出されています。



このPFASの検査分析は難しい技術が必要ですが、農民連食品分析センターが水試料に含まれる検査方法を確立しPFASの検査を開始しました。(写真)。海外の機関や研究者による開発を進め、方法を確立するまで8カ月かかったといえます。分析センターはこれまでも中国産の冷凍野菜から安全基準を上回る残留農薬があることを突き止め、食品衛生法改正につなげました。依頼は食品分析センターへ。
(<https://www.earlybirds.ddo.jp/bunseki/>)。

(社医研センター 村上剛志)

健康影響の全体像を国・自治体の責任で

アメリカ環境保護局は、4月10日、有機フッ素化合物(総称=PFAS)について、法的強制力を伴う全国基準として、米国では初めてとなる飲料水の規制値を最終決定しました。1万種類以上のPFASのうちPFOA,PFOS,PFNA,PFHxS,GenXChemicalsの6種類が対象で、PFOAとPFOSに対して1リットルあたり4ナノグラムと(1ナノグラムは10億分の1グラム)。これまでの水について健康勧告値(両物質の合計で同70ナノグラム)の10分の1という厳しい設定です。また、この2つの物質については、安全な摂取量はないとして強制力のない目標値をゼロと決定しています。

また残りの4種類についても1リットルあたり10ナノグラムとするなどの規制を設けています。日本では、水道水や河川など環境中の水についてPFOSとPFASの合計で1リットルあたり、50ナノグラムを法的拘束力のない暫定目標値としています。

昨年12月にはIARC(WHOのがん研究機関)でPFOSの危険性を2段階引き上げ、「グ

水道水1リットルあたりのPFOS PFASの目標値

	ng=ナノグラム	
	PFOS	PFOA
WHO	100ng	100ng
アメリカ	4 ng	4 ng
イギリス	100ng	100ng
カナダ	600ng	200mg
ドイツ	100ng	100ng
日本(暫定値)	PFOSとPFOA合計で50ng	

ループ1(発がんがある)」としました。

全国各地で不安が広がる

PFASは日本各地で汚染の広がりが問題になっています。民医連では東京民医連・病体生理研究所において、検査機器購入と検査室の整備を行い、4月から本格運用への準備を進めました。人への影響を明らかにするための血中濃度分析を行います。設備投資(1億4000万円)への募金協力を東京民医連では呼びかけています。



各地・各団体のとりくみ

愛知

メンタルヘルスの復職問題を中心に 2年ぶりに労働局要請

コロナ禍もあり3月8日、2年ぶりに愛知労働局に対する要請行動を行いました。今回は過労死防止大綱見直しの時期でもあり、その内容を含めて要請を行いました。ポイントは、以下の4点です。

1. 中小企業における労働安全衛生活動の活性化について
2. 職場におけるメンタルヘルス対策について
3. 復職（リワーク）支援について
4. アスベストの取り組みについて

当局から出席した部署は、監督課、健康課、安全課、職業対策課、労災補償課、企画課の6部署6人。愛知センターからは事務局員9人が参加しました。

事前質問に対する回答後、健康センターからの発言と意見交換。当局からは「上申します」という回答が多く聞かれました。

中小企業の労働安全衛生については、衛生推進者等の運用義務化を強く要請しましたが、明確な回答はありませんでした。

職場におけるメンタルヘルス対応については、ゲートキーパーが大きな問題となりました。ゲートキーパーは「金も資格も必要としない」という反面、「(ゲートキーパーは) 家族の方が適する場合もある」という、乱暴とも思われる回答もありました。過労死遺族からは即座に「家族に責任を負わせるのですか。家族には会社で何があったかわかりません。会社で異変に早く気が付いてほしい。過労死をなく



要請書を手渡す松本直子事務局長

すためにどうしたらいいか一緒に考えて下さい」と抗議の発言がありました。

復職問題について、愛知障害者職業センターは雇用保険で賄われており、公務員、特に復職率が悪い教職員がこのリワーク施設を利用できない点を指摘しました。その上で、精神疾患からの休職者・退職者が急増し、社会問題になっていることから、公的復職支援施設の充実を求めました。しかし、当局からの確かな回答はなく、公務員の復職について深めることはできませんでした。愛知障害者職業センターの利用についても周知が不足している点、医療、福祉のリワークについても、周知徹底が遅れている状況の改善などを求めました。

労基署の「司法警察としての捜査」の件数は「50件」との回答があり、その他、「監督指導を行った事業場数」、「申告処理を行った件数」は、労働局ホームページを見て欲しいと回答がありました。アスベストの取り組みについては、時間の都合上訴えるのみとなりました。(愛知センター 高垣 英明)

広島

パワハラ防止法・労働局紛争解決援助制度の活用を いの健春の学習会

いの健春の学習会が3月8日に開催され、オンライン併用で60人が参加しました。広島労働局労働紛争調整官の上内隆さんが、日常的にパワハラ問題対応している経験をもとに話されました(写真)。上内さんは、パワハラ防止法の特徴を話したうえで、「パワハラ防止法に明記されている相談窓口を会社は設けていても、従業員が相談しにくくなっている」のが問題であるとし、「『労働局紛争解決援助』制度があり、活用いただきたい」と話されました。

9人から質問もあり、内容を深めることができました。「パワハラについて整理することができた」「法律をどう活用するか考えていきたい」「責任者はパワハラ研修を受けているが、部下の私たちに研



修がないのが問題では」との感想や意見が寄せられています。

(広島センター 門田勇人)

各地・各団体のとりくみ

大阪

改正「精神障害に労災認定」を活かす学習会

大阪労働健康安全センターは大阪労連と共催で3月21日、国労大阪会館において、講師に岩城穂弁護士(同センター顧問)を迎え、参加者17人を交えて「改正『精神障害の労災認定基準』を職場の安全衛生・労働相談・労災認定に活かす学習会」を開催しました(写真)。

講師の岩城弁護士は、今回の認定基準(2023年9月1日付け0901第2号)の改正によって旧基準にみられた問題点はかなり改善されたが、これは被災労働者・遺族のたたかいや過労死弁護士全国連絡会議の意見具申が一定反映された結果だといいます。

また、過労死・過労自殺の認定基準と不支給処分取消訴訟の関係に触れ、裁判所はいつも、「行政が発した認定基準に拘束されることはなく、あくまでも判断する際の参考に過ぎない」というが、なぜか認定基準に盲信・盲従していると指摘します。事実、労基署・労災保険審査官・労働保険審査会と行政救済で3連敗した労働者や遺族に対し、司法救済

が必要か否かを個別に判断すべき裁判所が、「認定基準に当てはまらない」として請求を棄却した事例が非常に多くなっ

ています。認定基準を機械的にただ当てはめるだけなら、裁判などする意味がないというような今の司法の姿勢に対して憤りをおぼえます。

最後に岩城弁護士は、近年の過労死・過労自殺事案における労働時間調査のあり方を問題視し、労基署の職員や労働局の審査官は、理由をつけては被災労働者の労働時間数を減らそうとする傾向が見られると嘆きます。厳正な労働時間算定は必要だが、行き過ぎた厳格さによって労働時間が削られすぎると、長時間労働の存在という労災認定の前提条件が崩れてしまう、そのせいか労災認定される件数は大きく増えていないと労災補償行政の姿勢を強く批判しました。
(大阪センター 丹野 弘)



生協
労連

元気に暮らせる、働ける身体でいたい「健康寿命をのばそう」 生協労連オンライン講座

生協労連いのちと健康を守る対策委員会(いのち健康対策委員会)では、2022年の「労働安全衛生セミナー」の分科会、2023年の「高齢労働者の働き方を考える交流会」で、生協職場で増加する高齢労働者の健康維持と安全に働ける職場づくりについて、学び、交流してきました。その一環として3月3日には、オンライン講座を開催。27人が参加しました。講座では、理学療法士の伊澤和夫さん(医療法人名南会・名南ふれあい病院)を講師に、健康寿命をどうのばすのか、高齢労働者の安全と健康確保、日常的にできる疲労回復や体力づくりについて、お話しいただきました(写真)。

「最近、走るとすぐに息切れするようになってきたかも…」「前よりも疲れやすくなった気がする…」「外出するのが、おっくうな時がある…」、このような虚弱な状態のことをフレイルとって、誰でも年齢を重ねると感じることです。このフレイルを予防するためには、栄養、社会参加、運動を普段の生活にしっかりと取り入れることが大事とのことでした。何より、一番のフレイル予防は、「楽しく出か

けて、おいしいものを食べること」とのお話しには、生協労連の最重点課題である最低賃金1,500円以上、全国一律

最低賃金制度の確立の早期実現に向けて、がんばらないといけないとも感じました。そして、フレイル予防の中でも、重要だと思ったのは身体活動と運動です。ストレッチやウォーキング、ラジオ体操などの運動だけではなく、料理、洗濯、掃除、日曜大工などの家事も運動になるとのことで、日常的につづけられる活動を増やすことの大切さが講義の中でも、強調されていました。

私自身が講義を通じて一番印象に残ったことは、「好きなことを長くつづけたいと思うなら、健康寿命をのばすこと」です。お店や旅に出かけて、美味しいつまみを食べ、お酒を呑みたいなら、健康維持・管理も苦にならないなど。

(生協労連 渡邊一博)



各地・各団体のとりくみ

京都

第41回定期総会と結成40周年記念レセプション 京都職対連

2月24日、京都職対連は第41回定期総会を26団体43人の出席で開催しました。冒頭、労災被災者家族の会で過労死等防止対策推進法の制定に向け活躍された職対連幹事の中畷清美さんと能登半島地震で亡くなられた方々に対し黙とうが行われました。

総会では、2023年度の総括、2024年度の運動方針・決算・予算を決定し、新役員を承認しました。

討論では、伊東純平さん（全京都建築労働組合）が「建設アスベスト訴訟の闘いと予防の取り組み」、福本えりかさん（京都市職員労働組合）が「京都市職員の公務災害認定を求める闘い」を発言し、その後、労災・職業病の認定を求めて闘っている被災者4人から訴えがありました。

総会後に開催された、結成40周年記念（職対連運動55周年）レセプションは34団体59人が参加しました。新田会長の挨拶のあと、京都総評の梶川憲議長、いの健全国センターの秋山正臣事務局長、自由法曹団京都支部の村山晃弁護士、京都民医連の吉中丈志医師、日本共産党の穀田恵二衆議院議員から

挨拶がありました。

乾杯のあと、ひとり一人から職対連運動に関わったの思い出や、職場の状況やいのちや

健康についての取り組みが語られ、楽しく和やかな雰囲気の中で懇談が進められました。岩橋祐治副会長（いの健京都センター事務局長）が「京都で補償、予防の運動を進めてこられたのは、職対連といの健センターの存在があったからだ」との閉会挨拶をおこないました。

総会での討論や被災者の訴えは、補償と予防の取り組みと併せ、被災者の思いを受け止め運動を進めていく、職対連運動の原点を改めて確認するものとなり、レセプションは、これまでの職対連運動を振り返り、今後の運動を発展させる契機となりました。

（京都職対連 芝井 公）



総会後の40周年レセプション

北海道

ハラスメントは犯罪

標津町・ハラスメント裁判

標津町の職員鈴木雄大さんが2019年に自死した問題で、過重な業務や上司のパワハラによる自殺を防げなかったとして、両親が標津町に損害賠償を求めた訴訟の判決が2月2日出されました。釧路地方裁判所は標津町の国家賠償法上の過失を認め損害賠償判決を言い渡しました（写真）。

しかし、原告が主張していた上司のパワハラについては「違法なパワハラは認められない」と否定しました。

判決は、故・鈴木雄大氏の自死直前の2カ月に1月あたり146時間を超える時間外労働を認定し、自死が業務に起因すること及びこれについて標津町に国賠法上の違法性及び過失があることを認めました。また被告が主張した故・鈴木雄大氏の過失自殺の主張については退けました。

弁護士は、この判決について長時間労働とこれによる自死について、標津町の法的責任を認めたことは高く評価しましたが、上司によるパワーハラスメントについて認めなかったことは、「誠に遺憾である」と弁護士団声明を発表しました。

しかし、本判決では、上司が酒席の場で故・鈴木雄大氏らを叱責し机を蹴った言動、他の職員の前で故・鈴木雄大氏を大声で叱責した言動についてはいずれも

認定。これらの言動が、「その態様において相当とはいえない面がある」「態様についてかならずしも適切であったとはいえない」と指摘しました。これらの言動が違法なパワハラであるとの評価には至らなかったものの、上司の言動の問題性が繰り返し指摘されたことに、「当該上司は猛省すべき」と弁護士声明は述べています（「支援する会ニュース」）

判決後双方が控訴せず判決は確定しましたが、標津町は、元上司のパワハラ自体を否定し、遺族・弁護士団からの改善を求める声に背を向けています。

「ハラスメントは犯罪」これは被災者との相談から感じる実感です。

司法や自治体が「違法なハラスメント」という誤った判断を出さない様に、ILOの基準に沿い、罰則規定を持った「ハラスメント防止法」制定の取り組みが求められます。

（北海道センター 木幡秀男）



「新しい時代の働き方」の名による労働法制「改革」の危険

2023年10月に厚労省・「新しい時代の働き方に関する研究会」(通称:新時代研)の報告書に基づいて、2024年1月からスタートした「労働基準関係法制研究会」が、急ピッチで議論を進めています。

働き方の多様化を「支える」?

研究会報告書は、「働く人の働き方に対する意識等が個別・多様化している背景を踏まえ、(略)新しい時代を見据えた労働基準関係法制度の課題を整理する」としています。第1回研究会冒頭で、労働基準局長は、「報告書」のもと「制定77年となる労働基準法について、根幹に関わる概念まで一度しっかり検討して包括的な中長期的な検討をお願いします」と述べています。

具体的には、「第2回:労働時間制度について」、「第3回:労働基準法の適用単位(事業場)、労働基準法の労働者」、「第4回:労使コミュニケーション関係」、「第5回:労働時間制度実態アンケート」などを中心テーマとしています。2ヵ月に1回ペースでの進行は異常ともいえる状況です。そしてその動きが、労働者の「多様化」に応えるとしながら、労働者保護の最低基準である労働基準法制を変質させようとしていることです。「報告書」は労基法の「変わらない役割」を「健康を『守ること』」と「個々の労働者の多様な希望や事情を『支える』こと」と2つの視点を示しています。

そしてそのことを担保する方法が「多様・複線的

な集団的な労使コミュニケーション」です。労働者の自発的な選択として「対等な労使コミュニケーションが必要」と報告書も言っています。しかしそのことが現実には非常に困難であることは明らかです。



日本医労連統一行動 全医労ストライキ

「除外」の横行は許さない

会で多様されているのが「デロゲーション」=「法規制の適用除外」です。過半数労働組合がない場合は、労使協創協議会制(複数人労使代表)を創設しそれによる「デロゲーション」という議論も行われています。

労働行政体制についても、「アップデートが必要」と、AI・デジタルの活用や、事業者が自主的に法令順守をチェックできる仕組みの導入を提言しています。働き方の多様化の中で全ての働く人が保護される正しい改正が求められています。研究会では4月には論点のまとめを行うとしています。議論の危険性を急速に拡げることが必要です。

(全国センター 岡村やよい)

私の一冊 ③⑨ 神奈川過労死等を考える家族の会

工藤祥子 『先生を、死なせない。』妹尾昌俊・工藤祥子

もう何年も教員の働き方の多忙さは続き、精神疾患の休職者数は過去最高を更新し続けています。その現状に対して教師の公務災害申請数は大変少なく、その数の乖離は隠れた過労死等事案の多さを表していると考えています。「学校の働き方改革」の動きも遅々として進まない中で過労死や過労自死をする先生は増えているのではないかと危惧しています。

このままでは、教師の過労死等はなくなりません。ではそうならないために、教育行政、学校、教師、そして社会はどのように動き出せば良いのでしょうか。

本書では、現在把握できる限りの過労死等事案100件近くの過労死事案の収集・分析を行い、国の統計データをもとに、教師の過労死等の事案を具体的に掘り下げています。そこから過労死等が起こる要因を導き出すとともに、教師の過労死等を二度と

起こらないために今、できることについての具体策を提示しています。学校の未来が安心安全となるようにという思いを込めて書いた一冊です。

【本書の目次】

はじめに 教え子からの手紙、第1章:教師の過労死等の現実、第2章:教師の過労死等は何に影響するのか、第3章:なぜ、学校と教育行政は過労死、過労自死を繰り返すのか、第4章:いま、何が必要か一識者との意見交換を通じて、第5章:教師の過労死等を二度と繰り返さないために 教師の過労死等をゼロにする。



教育開発研究所

能登半島地震における被災者と支援者のいのちと健康を守るための 施策の実施を求める要請 (抜粋)

2024年3月5日 働くもののいのちと健康を守る全国センター

2024年元旦におこった能登半島地震から3か月以上が経過しました。自治体職員をはじめ多くの労働者や全国からの支援者が懸命に復旧作業を進めていますが、生活インフラの復旧や仮設住宅の建設はまだ遅れているのが現状です。

いの健全国センターでは、被災者及び支援者のいのちと健康を守るために以下を政府に要請しました。(全文はホームページ参照)

I. 過重労働対策・健康と安全衛生管理

1. 過重労働対策

復旧作業に従事する労働者の長時間労働を防ぐため作業時間管理を徹底すること。労基法33条3項に基づく時間外労働・休日労働は短期間に限ること。

被災者へのケアに万全を期すため、被災地の医療・福祉施設などで働く労働者の負担軽減を図ること。当該専門知識を有する労働者を現地に応援派遣すること。自治体労働者の時間外労働を解消し、休日の確保を図るなど当該労働者のいのちと健康を守り、生活再建できる時間を確保されるような環境をつくること。学校環境の整備とともに、教職員が教育に専念できるような労働条件を確保すること。

2. 健康と安全衛生管理

復旧・復興作業に従事する労働者・支援者の健康管理を万全に行うこと。感染防止のため、必要な衛生用品や生理用品を十分に確保すること。避難所から早期に離脱できるように仮設住宅の建設を急ぐとともに長期にわたり生活できる住環境の整備に向けた対策を強化すること。

有害物質による健康被害に対する相談窓口を設置すること。腰痛など筋骨格系障害予防のパンフレットを作成・利用するなど予防指導を行うこと。

II. メンタルヘルス・ハラスメント対策

1. 被災者に対して

全国から派遣されている「こころのケアチーム」の活用をはかるとともに、避難所や市町村役場・ハローワーク等に臨床心理士を配置すること。子ども、障害者、高齢者の対策を重視すること、避難所におけるセクハラなどあらゆるハラスメントが発生しないように対策を強化すること。



2. 被災地労働者に対して

消防・警察・自衛隊・医療・救急など被災者の生死に直接対応する人のメンタルヘルス対策を早急に強化すること。また活動終了後の対策を図ること

自らが被災者である国・自治体・教員など公務労働者に対する対策を図ること。

3. 支援者・ボランティア

被災地でのメンタルヘルス相談窓口の設置やリーフレットなどをボランティアセンターなどで配布すること

III. アスベストを含む有害物質対策

1. 有害物質のハザードマップ作製と環境測定

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第3版)」の徹底を図ること。吹付アスベスト使用建築物、PCBなどの有害物質を使用・保管していた施設を特定し、ハザードマップを作成すること。有害物質が存在する可能性がある場所の表示をわかりやすく適切に行うこと。粉じん・微生物対策(感染症)を強化すること。

2. 保護具の支給と適切な使用

瓦礫の回収、建築物等の解体の工事関係者に対してアスベスト対応の防塵マスク(DS2以上又は電動ファン付き呼吸用保護具使用)の徹底を図ること。地域住民、ボランティアに対してもアスベスト対応の防塵マスク等の配布し着用指導を行うこと。適切な皮ふ保護具等の着用と手洗いの徹底を行うこと。また安全靴等の着用の徹底を図ること。

3. 安全衛生教育の徹底

有害物質の危険性及び健康影響について、復旧作業員、被災者、ボランティアに周知徹底すること。